

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

1 Aは、1本幹の障害があり、身体障害者手帳には3級と記載されている。公職選挙法(以下「法」という。)49条2項に基⁵づく法施行令(以下「令」という。)は59条の2は、1本幹の障害について1級若しくは2級の場合のみ法49条2項の郵便等の方法による投票を許容する。Aは、その結果、郵便等の方法による選挙権を行使することができない。そこで、令59条の2の「1級若しくは2級」とある部分が憲法15条1項に反し無効であり、選挙権行使の違憲な制限にあたらないか。

2 憲法は、国民主権原理(前文、同1条)の下、国民固有の権利として(同15条1項)、普通選挙(同3項)を保障する。そして、国会の両議院は全国民を代表する選挙により選出された議院で組織される(同43条1項)、選挙人の資格を差別してはならない(同44条但書)。すなわち、憲法は、両議院の選挙において投票することと国民固有の権利として保障し、投票機会を平等に保障したものであり(在外邦人選挙違憲事判決事件)。

令59条の2は、法49条の不在者投票について選挙人で身体に重度の障害がある者のうち、1本幹の障害について「1級若しくは2級」の者に(か)認めていない。そのため、Aのように3級の者は郵便等の方法により不在者投票できないため、投票を断念せざるを得ない事態が生じており、選挙権の行使が妨げられているといえる。

3 選挙権の行使は、前述のとおり国民固有の

1 ページ

裏面へ

権利として認めらる重要な権利である。そのため、
選挙権の行使を制限することは、原則、許されない。

もっとも、選挙が民主制の根幹を支える重要な
制度であることから、選挙制度の公正の要請も
無視できない。

~~したがって~~、~~多岐にわたる~~に選挙の公正を確保しつつ
選挙権行使を認めることが事実上不可能な（著しく
困難といつた）やむを得ない事情がなければ、
憲法15条1項、3項、43条1項、44条但書に反する。

たしかに、本幹の障害をのう級を有する者も
1級若しくは2級の者と同様に歩行が困難であり
高低差の多い道路を移動して投票所へ行く
ことは困難である。

しかし、そのように投票所への移動に困難が
伴う場合であっても、原則、投票所の投票を求める
のは、~~選挙の秘密~~投票の秘密（憲法15条4項）を
守り、公正な選挙を実現するためである。

投票所における投票（法44条1項）~~また~~、
期日前投票（法48条の2）においては、法45条以下
の規定のうちに従い、立会人のもとで公平、公正な
選挙が実現される仕組みが整っており、選挙におけ
る投票の秘密が保障されている（法52条）。

そのため、投票所における投票や期日前投票
による投票によることから最も選挙の公正が確保
された状態であるといえる。

として、令59条の2が本幹の障害について
1級若しくは2級に限定したのは、これらの者が
歩行不能で自力で移動することができない点を
考慮したものである。この場合は、現在する状況に
おいて、投票用紙に投票を記載し（郵便選挙の方式

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

1 によることを例外として認めないものにはすぎない。
 介助者が親族や親しい者である場合、投票に
 おける意思決定に及ぶ影響は大きく、憲法での
 投票において、公正を担保する仕組みが確立していない
 現時点では、令第9条の2における場合を限定的に
 解釈せざるを得ない。

したがって、投票行為の投票又は、期日前投票に
 おける投票を原則とする制限なしに選挙の公正を
 確保しつつ選挙権行使を認めることが事実上困難
 ない。着しく困難といったやむを得ない事案がある。
 よって、令第9条の2は、憲法15条の2等に反せず
 合憲である。そのため、選挙権行使の違法な
 制限にあたらない。

以上

- ①、判例が「この憲法第15条第2項は、判例と本件とで、制約の
 態様等(1)と(2)の間に共通点と相違点がある、その上、この憲法第15条第2項
 で判例が示す点、説明した点より異なる。
- ②、「やむを得ない事情」という点に、厳格な審査が行われ、合憲と認め
 なければ、1級、2級、3級の者うち諸事情で移動した者
 者については、自由に移動できず、投票所まで行くことができない点に
 共通している、公正な投票が行われる可能性は高いとあり、
 1)と2)は似た点で、その点から、憲法15条第2項に抵触する理由が
 あると説明できるとする。

以上

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。